

令和2年11月12日  
令和5年11月16日改正

新規開設予定保育園 代表者 様

千葉市こども未来局幼児教育・保育部  
幼保支援課長

## 新規開設園の利用定員の設定について

日頃より、本市こども未来局行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新規開設園については、一般的に、開園2年目まで4・5歳児に定員割れが生じ、利用定員と実際の入所児童数に乖離が生じることにより、園運営における不安定要素となっております。

利用定員については、認可定員と一致させることが基本とされていますが、定員が充足されるまでの間の安定的な園運営を確保するため、開園2年目までの利用定員の設定について、下記のとおりのお取り扱いを可能といたしますので、ご了知のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 利用定員の設定方法

開園時の入所児童数まで利用定員を引き下げることが可能です。

※入所児童数の属する定員区分の上限までの引き下げを基本とする。

※入所児童数の合計を下回る定員設定は不可。

※4・5歳児の定員は必ず設ける。

#### 2 開園後の取扱い

開園後、設定した利用定員を上回る人数を受け入れようとする場合（入所率が100%を超える場合）は、事前に定員増の申請を行ってください。

なお、利用定員が認可定員に達した後の受け入れ人数は、既存園と同様、原則として利用定員の120%以下とします（別添 令和2年7月28日付け幼保運営課長通知「保育園等における定員を超過した受け入れについて」参照。）。

※開園当初の定員設定時に、利用定員を上回った場合の対応について誓約書を提出いただきます。

#### 3 適用期間

開園から2年間

※認可定員 条例の基準の範囲内で、当該園の定員として認可された定員

※利用定員 給付費を支払う対象として確認された定員で、給付費単価を決めるもの

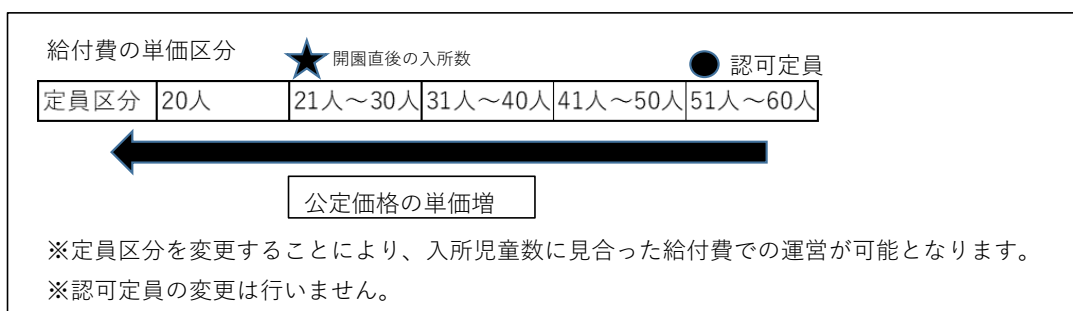
担当：制度推進班

TEL：043-245-5977

メール：seidosuishin@city.chiba.lg.jp

## 新規開設園の利用定員の設定例

- 開園直後に入所児童数が定員まで達しない場合に、入所児童数に見合った定員設定を行うことにより、運営上のリスクを抑えることができます。



- 実施例① 認可定員が40人の場合

時点	入所数	利用定員
R4.4	19人	20人とすることが可能
R4.10	21人	30人に引き上げ
R4.12	31人	40人に引き上げ（認可定員と一致）

これ以降、定員の120%まで受入可能。120%を超える受入を行う場合は定員増。

- 実施例② 認可定員が59人の場合

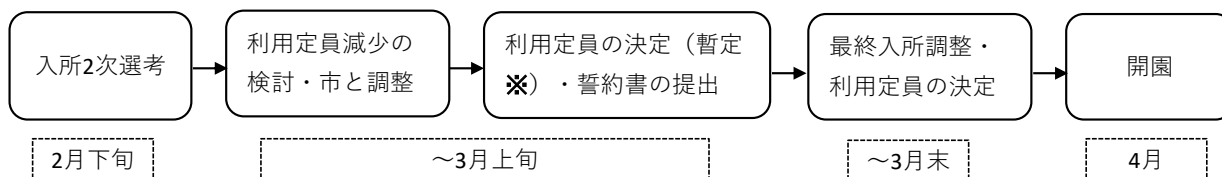
時点	入所数	利用定員
R4.4	29人	30人とすることが可能
R4.10	31人	40人に引き上げ
R5.4	41人	50人に引き上げ
R5.6	51人	59人に引き上げ（認可定員と一致）

これ以降、定員の120%まで受入可能。120%を超える受入を行う場合は定員増。

- 実施要件

- ①入所児童数を下回る利用定員の設定はできません。
- ②4・5歳児の利用定員は必ず設けてください。
- ③利用定員を超える入所があった場合に、利用定員を引き上げることについて、本取扱い実施時に誓約書を提出いただきます。
- ④本取扱いは開園2年目までとし、3年目以降の認可定員と利用定員は一致。

- スケジュール



※ 確認手続きの都合上の暫定の設定ですので、入所調整期間中は引き続き受け入れをお願いします。

令和2年7月28日

保育園  
小規模保育事業  
事業所内保育事業

} 代表者 様

幼保運営課長

## 保育園等における定員を超過した受け入れについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市における、保育園等での受け入れに係る入所調整については、国の運営基準省令や留意事項通知等に基づき運用しているところですが、待機児童の解消に注力した結果、利用定員を著しく超過して児童の入所をお願いしている事例が散見される状況となっております。

については、給付費の適正化を図る観点から、下記のとおり、各区における入所調整について基本的なルールを定めることとしましたので、ご了知のほど、よろしく願い申し上げます。

なお、本ルールについては、保育の需要と供給の状況を踏まえ、今後、変更があり得ることを申し添えます。

### 記

#### 1 受け入れ人数の考え方

利用定員の120%以下となることを原則とする。

但し、要保護児童への対応等、特段の事情により受け入れを要する場合はこの限りではない。

#### 2 受入人数が利用定員の120%を超える場合の取扱い

- (1) 新たな受け入れは実施しない。なお、市ホームページに毎月公表する受け入れ状況表の受け入れは「×」とする。
- (2) 現に入所する児童については、上記「受け入れ人数の考え方」を適用することで退所にならないよう配慮し、継続入所を可とする。
- (3) 受け入れに係る調整は、園の所在する区のこども家庭課が行う。

#### 3 本通知の適用日について

令和2年9月1日の入所選考から適用

#### <問い合わせ>

##### ■入所調整に関すること

管理班：043-245-5726

##### ■給付費に関すること

助成第2班：043-245-5735

F A X：043-245-5894